

学士（看護学）課程教育の構築に向けて（2）

— ディプロマ・ポリシーを中心に —

Aiming at the Construction of Bachelor (Nursing Science) Course Education (2)

— Focus on Diploma Policy —

榎田守子

Moriko Enokida

要 旨

中央教育審議会の「学士課程の構築にむけて」で答申された各大学が明確にすべき3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の中で、ディプロマ・ポリシーについて文献検討し考察した。学位に関する規程上の実態、学士課程に共通する学士力、学士（看護学）に共通する看護実践能力と卒業時の到達目標、学位授与の方針に不可欠な観点等を明らかにし、本学部における教育目的・目標との関係を分析考察した。その結果、学位授与の方針については示唆を得られたが、その評価基準や方法に多大な課題があることが解った。即ち、現状における科目ごとの評価・単位認定だけではなく、1年次から卒業時までの4年間を通して、教育目的・目標の達成に向けた経年次的な評価が必要であり、担当科目や専門領域を超えて、学生一人ひとりの成長度と到達度を評価できるシステムと教員体制が前提となる。

キーワード(Key words)：学士力 (The ability of Bachelor), 学位授与の方針 (Diploma Policy), 看護実践能力 (Ability of nursing competence), 卒業時の到達目標 (Aims and learning outcomes on graduation)

はじめに

前研究「学士（看護学）課程教育の構築」において、学士課程教育における明確化すべき3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）の中で、教育課程編成・実施の方針について報告した。看護学部設置申請の概要を中心に、本学部のカリキュラム・ポリシー、教育目的・目標とカリキュラムの具体的な関係、教育区分や科目群設定の根拠とねらい等について明らかにしたものである。

今回は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を中心に考察する。ディプロマ・ポリシーを明らかにするためには、まず卒業・学位に関する規程上の実態がどうなっているのか、学士課程に共通する学士力とは何か、看護系大学に共通する学士力とは何か、学位授与の方針を設定するに当たって欠かせない観点とは何か等について明らかにする必要がある。

I. 卒業および学位に関する規程

本学の学則においては、第5節に「卒業及

び学位」について定められており、その中で「卒業」に関しては第40条「本学に4年又は8期以上在学し第26条に定める授業科目及び単位数を習得したもの」とある。

「学位」に関しては、第41条に「本学を卒業したものには次の各号に掲げる学士の学位を授与する。」とある。

看護学部においては、この学則に則り、「4年以上在学し、体系的に教育の課程を履修し、卒業に必要な単位として126単位以上を修得することにより、学士（看護学）を授与する」と規程している。体系的な教育課程の履修という点に関しては、「基本教育科目」が必修科目11科目を含む16科目24単位以上、「専門基礎科目」が必修科目13科目を含む15科目25単位以上の修得を必要としている。「専門教育科目」においては、必修科目41科目を含む45科目77単位以上の修得が必要であり、その内訳は「看護の基本」においては10科目15単位を必修とし、「看護の展開」においては「成人看護学」から6科目11単位必修、「老年看護学」から4科目7単位必修、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」から、それぞれ3科目6単位必修、「地域看護学」から4科目9単位必修としており、さらに、「看護の統合と探究」においては、5科目7単位必修を含む9科目11単位以上の修得を必要としている。

以上の学則および学部規程からも明らかのように、卒業に必要な単位数を取得しさえすれば、学位が授与されるというのが現状である。これは他の大学や学部においても同様で、単位数を主とした卒業要件の次に、要件を満たせば学位が授与されると一行で表示しているところが大半を占めている。

しかし、卒業に必要な単位を取得すること

は、学位授与の最低必要限度の条件であり、本来的には我が国における学士レベルの資質や能力とは何か、学士（看護学）力とは何かを明確にすることが重要である。中央教育審議会の答申『学士課程教育の構築に向けて（2008年12月）』においても、我が国の大学や学位の水準が曖昧になり、学位の国際的通用性が失われることが懸念されている。また看護教育に限れば、学士（看護学）力とは何かを明確にすることによって、現在でもよく聞かれるところの、なぜ大学での教育が必要かという問いに答えることにもなると考える。

II. 学士課程共通の学士力

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月）において、「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」が示された。「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」では、この指針を参考にして、大学における看護学教育の現状を分析し、今後の大学における看護系人材養成の在り方を第1次報告として提示している（平成21年8月）。その参考指針の主な項目は①知識・理解②汎用的技能③態度・志向性④総合的な学習経験と創造的思考力の4つであり、内容の詳細は以下のとおりである。¹⁾

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

（1）多文化・異文化に関する知識の理解

（2）人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

(1) コミュニケーション・スキル

日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

(2) 数量的スキル

自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。

(3) 情報リテラシー

情報通信技術 (ICT) を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。

(4) 論理的思考能力

情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

(5) 問題解決力

問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

(1) 自己管理能力

自らを律して行動できる。

(2) チームワーク、リーダーシップ

他者と協調・協働して行動できる。
また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。

(3) 倫理観

自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。

(4) 市民としての社会的責任

社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の

発展のために積極的に関与できる。

(5) 生涯学習力

卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

Ⅲ. 学士(看護学)力としての看護実践能力と到達目標

平成23年3月に文部科学省諮問機関「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の最終報告が出され、大学における看護学教育の質保証として、学士課程教育のコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会, 2011)が提示された。この「学士課程版看護実践能力と到達目標」は学士課程修了時に看護専門職者として習得すべきコアとなる能力と、そのために必要な教育内容を示すものである。

これは卒業時の看護実践能力の質を一定レベル以上に確保することであり、またすべての大学の卒業者に共通したものであることも求められている。これに関しては、文部科学省から出された平成23年度「大学における医療人養成推進等委託事業」を受けて、日本看護系大学協議会の看護学教育質向上委員会が、「学士課程版看護実践能力と到達目標」として挙げた内容は共通内容として十分なものであるかを明らかにするために、その内容と到達度の検討を行った。また同委員会は、卒業時到達度の評価手法開発に向け、教員の各到達目標への期待度と、学生の自己評価による実際の到達状況も明らかにするために、教員

用及び学生用の評価方法を開発し、アンケート調査を行っているところである。その結果によっては多少の変更が生じる可能性もあるが、現時点において「学士課程版看護実践能力と到達目標」はⅠ～Ⅴの実践能力群と20項目の能力とで成っている。

Ⅰ群は「ヒューマンケアの基本に関する実践能力」、Ⅱ群は「根拠に基づき看護を計画的に実践する能力」、Ⅲ群は「特定の健康課題に対応する実践能力」、Ⅳ群は「ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力」、Ⅴ群は「専門職者として研鑽し続ける基本能力」であり、現在多くの看護系大学で採用している専門領域、即ち成人看護学・老年看護学・精神看護学・母性看護学・小児看護学分野については、Ⅲ群の「特定の健康課題に対応する実践能力」に集約される。Ⅰ群、Ⅱ群、Ⅳ群、Ⅴ群に関しては、基礎看護学を始めとして統合看護学およびⅢ群に集約される全領域を通して培う能力である。内容の詳細は以下のとおり²⁾であり、表を編集して、到達目標は片カッコで示した能力項目の下に両カッコで示した。

Ⅰ群：ヒューマンケアの基本に関する実践能力

1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
(1) 人間や健康を総合的に捉え説明できる。 (2) 多様な価値観・信条や生活背景を持つ人を尊重する行動をとることができる。 (3) 人間の尊厳及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる。
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力
(1) 実施する看護の方法について人々に合

わせた説明ができる。 (2) 看護の実施にあたり、人々の意思決定を支援することができる。
3) 援助的関係を形成する能力
(1) 看護の対象となる人々と援助的なコミュニケーションを展開できる。 (2) 看護の対象となる人々と援助的関係を形成できる。 (3) 看護の対象となる人々となる集団との協働的な関係についての在り方について説明できる。

Ⅱ群：根拠に基づき看護を計画的に実践する能力

4) 根拠に基づいた看護を提供する能力
(1) 根拠に基づいた看護を提供するための情報を探索し活用できる。 (2) 看護実践において、理論的知識や先行研究の成果を探索し活用できる。
5) 計画的に看護を実践する能力
(1) 批判的思考や分析的方法を活用して、看護計画を立案できる。 (2) 問題解決法を活用し、看護計画を立案し展開できる。 (3) 実施した看護実践を評価し、記録できる。
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定（Assessment）する能力
(1) 身体的な健康状態を査定（Assessment）できる。 (2) 認知や感情、心理的な健康状態を査定（Assessment）できる。 (3) 環境を査定（Assessment）し、健康状態との関係を説明できる。 (4) 成長発達に応じた身体的な変化、認知や感情、心理社会的変化を理解したうえで、看護の対象となる人々の健康状

態を査定 (Assessment) できる.	(4) 個人特性及び地域特性に対応した健康環境づくりについて説明できる.
7) 個人と家族の生活を査定 (Assessment) する能力	(5) 健康増進に関連する政策と保健活動について説明できる.
(1) 個人の生活を把握し, 健康状態との関連を査定 (Assessment) できる.	11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力
(2) 家族の生活を把握し, 家族員の健康状態との関連を査定 (Assessment) できる.	(1) 急激な健康破綻をきたした患者の全身状態を査定 (Assessment) し, 生命維持に向けた看護援助方法について説明できる.
8) 地域の特性と健康課題を査定 (Assessment) する能力	(2) 急激な健康破綻をきたした患者と家族を理解し, 回復に向けた看護援助方法について説明できる.
(1) 地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して, 地域の健康課題を把握する方法について説明できる.	(3) 精神的危篤状況にある患者の状態を査定 (Assessment) し, 回復に向けた看護援助方法について説明できる.
(2) 学校や職場などの健康課題を把握する方法について説明できる	(4) 必要な早期リハビリテーションを計画し, 促進する看護援助方法について説明できる.
9) 看護援助技術を適切に実施する能力	12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力
(1) 身体に働きかける看護援助技術を理解し, 指導のもとで実施できる.	(1) 慢性的な健康課題を有する患者と家族の状態を査定 (Assessment) し, 疾病管理に向けた看護援助方法について説明できる.
(2) 情動・認知・行動に働きかける看護援助技術を理解し, 指導のもとで実施できる.	(2) 慢性的な健康課題を有する患者と家族を理解し, 療養生活の看護援助方法について説明できる.
(3) 人的・物理的環境に働きかける看護援助技術を理解し, 指導のもとで実施できる.	(3) 慢性的な健康課題を有する患者と家族が地域で生活できるよう, 社会資源の活用方法について説明できる.
Ⅲ群: 特定の健康課題に対応する実践能力	13) 終末期にある人々を援助する能力
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力	(1) 終末期になる患者を総合的・全人的に理解し, その人らしさを支える看護援助方法について説明できる.
(1) 健康の保持増進, 疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる.	
(2) 人の誕生から成長, 発達, 加齢までの生涯発達の視点を理解し, 各発達段階における健康の保持増進, 疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる.	
(3) 妊娠・出産・育児にかかわる看護援助方法について説明できる.	

- (2) 終末期での治療を理解し、苦痛の緩和方法について説明できる。
- (3) 看取りをする家族の援助について説明できる。

IV群：ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力

14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力

- (1) 保健医療福祉における看護の機能と看護活動の在り方について理解できる。
- (2) 看護の質の管理及び改善への取り組みについて理解できる。

15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力

- (1) 自主グループの育成，地域組織活動の促進について理解できる。
- (2) 個人・グループ・機関と連携して，地域ケアを構築する方法について理解できる。
- (3) 地域における健康危機管理及びその対策に関わる看護職の役割について理解できる。

16) 安全なケア環境を提供する能力

- (1) 安全なケアをチームとして組織的に提供する意義について説明できる。
- (2) 感染防止対策について理解し，必要な行動をとることができる。
- (3) 医療事故防止対策について理解し，そのために必要な行動をとることができる。

17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力

- (1) チーム医療における看護及他職種との役割を理解し，対象者を中心とした協働の在り方について説明できる。

- (2) 保健医療福祉サービスの継続性を保障するためにチーム間の連携について説明できる。

18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力

- (1) 疾病構造の変遷，疾病対策，医療対策の同行と看護の役割について説明できる。
- (2) 社会の変革の方向を理解し，看護を発展させていくことの重要性について説明できる。
- (3) グローバリゼーション・国際化の動向における看護の在り方について理解できる。

V群：専門職者として研鑽し続ける基本能力

19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力

- (1) 日々の自己の看護を振り返り，自己の課題に取り組む重要性について説明できる。
- (2) 専門職として生涯にわたり学習し続け，成長していくために自己を評価し管理していく重要性について説明できる。

20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

- (1) 看護専門職の専門性を発展させていく重要性について説明できる。

以上の「学士課程版看護実践能力と到達目標」を，卒業時の看護実践能力の質の確保および全ての看護系大学に共通する学士力として，各大学はこれを参照しつつ，教育理念や養成する人材像に合わせて再検討し，独自のディプロマ・ポリシーを明確にすることが求められている。

IV. 教育目的・目標について

わが国の大学が掲げる教育・研究の目的等は総じて抽象的であり、他の先進国では「何を教えるか」より、「何ができるようになるか」を重視した取り組みが進展していることについては、前研究でも述べたとおり指摘を受けている。ただし、看護学は本来的に実践学であり、卒業時の資格取得と直結していることから、他学部に比べると「何ができるようになるか」を重視した教育体系であると言える。本学部においても、シラバス上で科目ごとに到達目標として「～が解る」「～ができる」という表現で提示している。

しかし、各科目と違って教育目的・目標に関しては、抽象レベルではないが到達目標としての表現にはなっていないのが実態である。ここに改めて掲示してみる。

1. 教育目的

看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を身につけ、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学習していくことのできる人材を育成するとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成する。

2. 教育目標

- 1) 教養と思いやりを基盤として、人間の尊厳と権利を擁護できる基礎的能力を養う。
- 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用の観点から理解する能力を養う。

- 3) 人々の多様な価値観を認識し、看護専門職者としての共感的態度および倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 人々の健康や障害の状態に応じた看護を、科学的な根拠に基づいて実践できる基礎的能力を養う。
- 5) 保健・医療・福祉における看護専門職者の役割を理解し、チーム医療を提供および調整できるための基礎的能力を養う。
- 6) 生涯学習の姿勢と研究的態度を身につけ、看護分野および地域社会に貢献できる基礎的能力を養う。

以上の通りであり、完成年次後に向けて表現の修正だけでなく、前述した「学士課程共通の学士力」および「学士(看護学)力としての看護実践能力と到達目標」を踏まえて、教育目的・目標を再検討することが重要な課題である。また現在の科目ごとの評価だけでなく、1年次から卒業時までの4年間を通して、教育目的・目標の達成に向けた経年次的な評価が必要であり、担当科目や専門領域を超えて、学生一人ひとりの成長度と到達度を評価できるシステムと教員体制が前提となる。

V. 学位授与の方針について

朝日新聞社と河合塾の主体による全国の大学に向けた「ひらく日本の大学：学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査」(2012年、学部版)では、第1の設問が「学生の学修について」、第2が「学士課程教育について」という編成になっており、第2の設問の最初が「学部としての学位授与の方針の設定について」である。その中には4つの質問項目がある。それらの質問の内容および

意図を吟味する作業を通して、学位授与の方針について考察した結果、以下のことが明らかになった。

1, 学位授与の方針は、教職員、学生はもとより、保護者を含めた社会に対する義務としても、学則等に正式な形で明文化しなければならない。

また学部規程ではなく、学則として明文化する場合は、学部で検討・決定した後、全学的な審議を経なければならない。

2, 明文化の内容には、学士力を前提とした観点が記述されなければならない。

即ち、まず前述した学士課程共通の学士力である①知識・理解（例；文化，社会，自然に関する知識の理解）②汎用的能力（例：コミュニケーションスキル，数量的スキル，情報リテラシー，論理的思考能力，問題解決能力）③態度・志向性（例：自己管理能力，チームワーク，リーダーシップ，倫理観，社会的責任，生涯学習力）④統合的な学習経験と創造的思考力の4つの観点が含まれている必要がある。

その上で、看護系大学・学部に通ずる学士力および各大学・学部の教育目的・卒業時の到達目標を反映した①専門的な知識②専門的な技術や技能③専門職業人としての倫理観に関する観点が必要となる。もちろん以上のすべての内容を網羅する必要はないが、これらの観点を含めて、最終的に各大学・学部が、何をもって学位授与の方針とするかを検討・決定し、学則等に記述しなければならないと考える。

3, 学位授与の方針の記述様式として、①

提供者（教員）の立場から定義するか（例：～の能力を育成する）②学習者（学生）の立場から定義するか（例：～を身につける）③学習者（学生）の立場から、行動目標を定義するか（例：～ができる）について、十分に検討する必要がある。

おわりに

「学士（看護学）課程教育の構築」に向けて、今回は学位授与の方針について考察した。学位授与の方針を明らかにするために、卒業・学位に関する規程上の実態、学士課程に共通する学士力、看護系大学に共通する学士力、学位授与方針の設定に必要な観点について資料検討を重ね明らかにした。

私立大学情報教育協会『未来に立ち向かう人材育成を目指した教育改善モデルの考察』（平成23年）において、「多くの分野で単位取得の試験対策に終始し、知識詰め込み型の暗記学習を誘発している。学びを通じて身につけるべき考える力、知識・技能を活用する力、社会への関与の力などが備わらないうちに卒業する例が多くなっており、大学として社会的な責任にできていない。」という旨の指摘がされている。

また中央教育審議会答申による『高等教育におけるキャリア教育の充実と職業教育の充実』（平成23年1月）においては、「自立した職業人の育成と多様な職業教育ニーズへの対応を目指して、企業又は職能団体との連携を前提とした職業教育のための2年又は3年・4年制の新たな高等教育機関設立の必要性」を提言している。

このような状況の中で、現在の大学は教養と専門を統合した型の教育を確立する以外に存在の意義がないのではないかと考える。

そのためには本学部においても、3つの方針(学位授与の方針, 教育課程編成・実施の方針, 入学者受け入れの方針)を早急に明確化し, 学士(看護学)課程教育を構築していくことが重要である。

引用文献

- 1) 「学士課程教育の構築」中央教育審議会答申(平成20年12月)
- 2) 「学士課程版看護実践能力と到達目標」大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告

参考文献

- 1) 「看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」平成23年度文部科学省 大学における医療人養成推進委託事業 日本看護系大学協議会(平成24年3月)
- 2) 「未来に立ち向かう人材育成を目指した教育改善モデルの考察」(平成23年6月) 私立大学情報教育協会
- 3) 「学士課程教育の構築」中央教育審議会答申(平成20年12月)